

失業・住居喪失等の状況から 生活再建をめざす方へ

離職によって住居を失ってお困りの方や、生活費にお困りの方には公的な支援策があります。
下の表からあなたがあてはまる可能性のある支援策がわかります

Start

住む家がある

はい ▼

いいえ ▼

ハローワークへ

居住地のハローワークで「求職申込」および
「雇用保険・雇用施策利用状況の確認」をしてください

自立相談支援機関へ

近隣、もしくは居住予定地の
自立相談支援機関に相談してください

雇用保険受給
資格がある

はい ▶

雇用保険の受給手続きをしましょう

いいえ ▼

職業訓練を
受講したい

はい ▶

第二のセーフティネット※

職業訓練受講給付金

いいえ ▼

生活困窮者自立支援法に基づく支援

住居確保給付金が利用
できるか確認した

いいえ ▶

自立相談支援機関へ

住居確保給付金（給付）

はい ▼

社会福祉協議会へ

総合支援資金（貸付と相談支援）

生活支援費

一時生活支援費

住宅入居費

【住居喪失者の場合】
臨時特例つなぎ資金（貸付）

連携による
支援

福祉事務所

生活保護制度（給付）

※第二のセーフティネットとは、「雇用保険」と「生活保護制度」の間を支援する制度のことをいいます。

それぞれの支援策には対象者の要件があり、要件に該当しない場合は支援策を利用することはできません。第二のセーフティネットの各制度の概要は裏面に掲載しています。各制度の詳細については、支援策ごとの詳しいパンフレット・リーフレットをご参照ください。

第二のセーフティネット 支援策の概要

職業訓練受講給付金

相談窓口：ハローワーク

給付（+貸付）による支援

雇用保険を受給できない方が、ハローワークの支援指示を受けて職業訓練を受講する場合で、一定の要件を満たす場合に支給される給付金

【職業訓練受講手当】月額10万円 【通所手当】通所経路に応じた所定の額（上限額あり）

【貸付】〔求職者支援資金融資〕

単身：上限月額5万円、同居配偶者等（*）がいる場合：上限月額10万円

（*）同居または生計を一にする別居の配偶者、子、父母が該当

住居確保給付金

相談窓口：自立相談支援機関

給付による支援

離職又は自営業の廃業により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う

【対象者】

- ・申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内であること
- ・離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
- ・申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が「基準額（※）」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること（※）「基準額」=市町村民税均等割が非課税となる者の収入額の1/12
- ・申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること
- ・公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと 他

【支給額】

月ごとに住宅扶助基準に基づく額を上限に支給する
ただし、収入合計が基準額（*）を超える場合は、別に定める計算式による金額とする

（*）基準額 市町村民税均等割が非課税となる者の収入額の1/12

【支給期間】3か月間を限度とする

※一定の要件を満たす場合には、申請により定められた範囲内で支給期間を延長することができる

総合支援資金

相談窓口：社会福祉協議会

貸付による支援

生活支援費

生活再建に向け就職活動を行う間の生活費

【貸付限度額】

単身世帯：月額15万円以内の必要額

複数世帯：月額20万円以内の必要額

【貸付期間】原則6か月以内

（初回申請は原則3か月以内とし、状況により延長可）

一時生活再建費

低家賃住宅への転居費用、公共料金等滞納の支払い費用、等

【貸付限度額】

60万円以内の必要額

住宅入居費

敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ為に必要な経費

【貸付限度額】

40万円以内の必要額

※住居確保給付金の支給申請を受けて、不動産業者等に直接一括交付

臨時特例つなぎ資金

相談窓口：社会福祉協議会

貸付による支援

対象者：住居喪失の離職者

【貸付要件】

- ・公的給付制度が受理されており、かつ当該給付等までの生活に困窮している方
- ・本人名義の金融機関の口座を有している方

【貸付内容】

10万円以内・無利子・連帯保証人不要

※公的給付等を申請する際に各窓口にて相談

各制度の詳細については、支援策ごと窓口でお問い合わせください。それぞれの支援策には対象者の要件があり、要件に該当しない場合は支援策を利用することはできません。